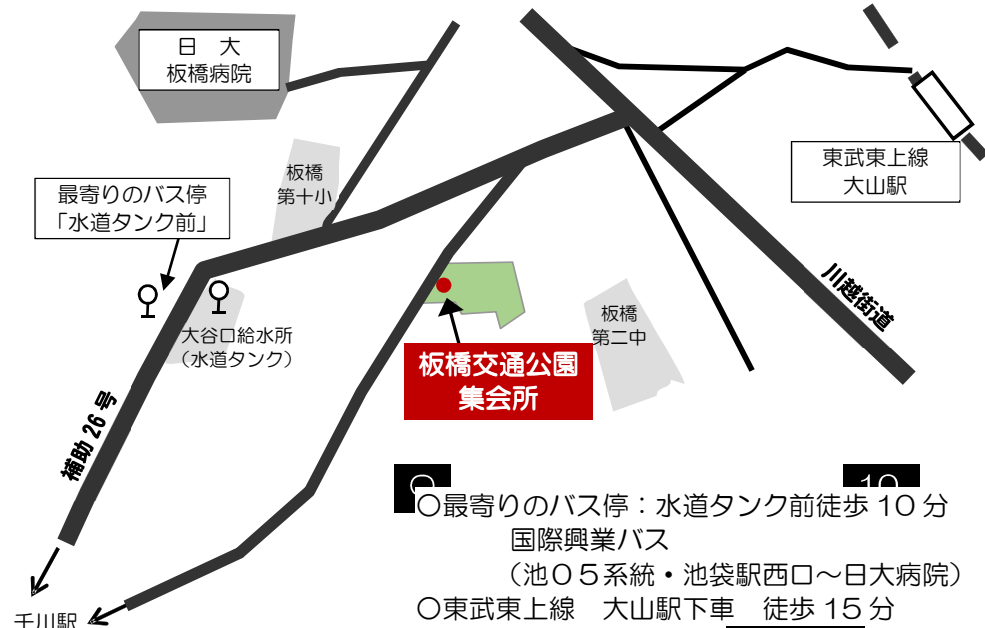


事業説明会・よろず相談会会場のご案内



住所：大山西町21-1 板橋公園内管理舎2階
※駐車場はありません。

うちって、どの位の大きさの建物が建つのかな？

無料です！

建替え案をおつくりします

建替えのご予定がない方でもOKです。

この敷地にどのような大きさの建物が建てられるのか、検討の第一歩となるプランをおつくりします。

あくまでも検討の素材としてご利用いただくためのものです。もちろんその後の営業等もありません。

ご興味のある方は、ぜひご相談ください。

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号
電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp



大谷口一丁目周辺地区

不燃化特区

版

平成29年11月

第16号

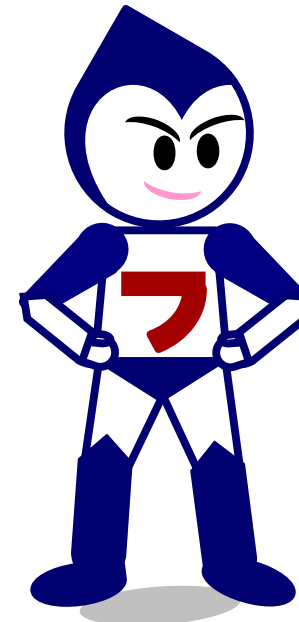
発行：板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ

事業説明会

建築相談等
無料です！

&

よろず相談会



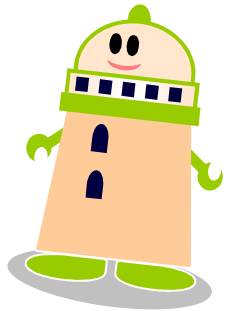
ぜひ!

来てください

12月9日(土)・10(日)

時間 両日ともに午後1時～午後3時

会場 交通公園内 集会所(管理舎2階)
(最終のページに案内図を掲載しています)



第一部 午後1時～午後2時 不燃化特区助成事業説明会

※助成事業や各種支援制度、手続きについてご案内します

第二部 午後2時～午後3時 よろず相談会

※建替えに係わる様々なよろず相談を受け付けます。事前にご予約いただければ、ご相談内容に応じた専門家とお待ちします。

第一部 不燃化特区助成事業について

対象建物 助成対象は、以下の①～③を全て満たす建築物です。

- ①：主要構造部が木造
- ②：耐火建築物、準耐火建築物（簡易耐火建築物を含む）以外
- ③：耐用年限（木造モルタル：20年、木造：22年）の2/3を経過したもの

助成内容

- 除却費（最大 150 万円）
- 設計費（最大 100 万円）
- 建物除却後管理柵を設置する費用（最大 25 万円）
- 工事費（最大 150 万円） ※主要生活道路沿道のみ

今年度、**除却費**が
増額されています

税も減免されます

不燃化特区内で「不燃化のための建替えを行った住宅」や「防災上危険な老朽住宅を除却した更地」にかかる **固定資産税・都市計画税を5年間減免**する制度を行っています。

●住宅に建替えた場合

建替えた住宅に対する固定資産税・都市計画税を**5年間、全額の減免**が受けられます。

●更地にした場合

更地にした土地に対する固定資産税・都市計画税を**5年間、8割の減免**が受けられます。

※家屋を除却した所有者と建替えた所有者が同一であること、居住部分の割合が1/2以上であることなどの条件があります。

※更地を適正に管理すること、更地前の土地所有者が引き続き所有することなどの条件があります。

税の減免のお問い合わせは…

- 東京都 板橋都税事務所 固定資産税係
〒173-8510 板橋区大山東町44番8号 電話：03-3963-2111

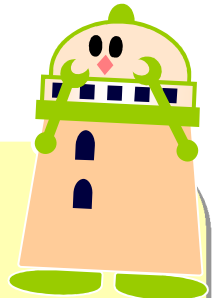


第二部 よろず相談会について

『よろず相談会』では、建物の建替えや除却等に関する多様な事柄について、気軽に何でもご相談いただけます。もちろん、助成金やその手続きについても、詳しくご相談に応じます。ぜひご参加ください。また、ご相談内容に応じた専門家を後日無料で派遣することも可能です。不燃化特区事業期間である平成32年度までの特別メニューです。ご検討中の方、ご興味のある方... ぜひご利用ください。

こんなご相談も…

- 建替え相談 建築士がご相談に応じます
（建替え、修繕、建物維持費用、新築費用など）
- 法律の相談 弁護士、司法書士がご相談に応じます
（借地や借家、土地や相続など）
- お金の相談 税理士、ファイナンシャルプランナーが
ご相談に応じます（住宅ローン、税金 など）



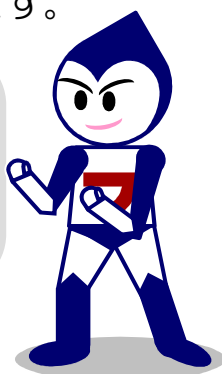
事前のご予約をお薦めしています

当日は個別にご相談いただけます。ぜひ、事前にご予約ください。ご予約をされる方は、専門家手配の都合上、11月20日月曜日までにご連絡ください。

もちろん、ご予約なく、当日直接お越しいただくことも可能です。

■ご予約受付

板橋区都市整備部市街地整備課密集地域整備グループ
電話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp



※助成期間は平成32年度末までです。それまでに、建物が完成し、助成金の支払いが完了している必要があります。